

令和5年度 第10回武蔵村山市選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和5年10月4日(水) 午後4時30分

1 場 所 中部地区会館402学習室A

1 出席委員(4名) 柳下 孝次 君 峯尾 正彦 君
宮崎 起志 君 小暮 保 君

1 欠席委員(0名)

1 事務局 (2名) 事務局長 内田 朋英 君
係 長 斎藤 淳 君

1 出席説明員(なし)

1 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第25号 選挙人名簿登録者の抹消について

第4 議案第26号 選挙管理委員会補充員の選挙権の喪失について

第5 その他

午後4時30分 開会

委員長(柳下孝次君) ただいまの出席委員は全員であります。

これより、令和5年度第10回武蔵村山市選挙管理委員会を開会いたします。

午後4時30分 開議

委員長(柳下孝次君) ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。事務局から別紙議案のとおり『選挙管理委員会補充員の選挙権の喪失について』を付議したい旨の申し入れがございました。これを

承認したいと思えますけれども、御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

日程第 1 『会議録署名委員の指名について』を議題といたします。

会議録署名委員は、武蔵村山市選挙管理委員会規程第 14 条及び第 14 条の 2 の規定により、小暮委員を指名いたします。

日程第 2 『会期の決定について』を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会の会期は、本日限りといたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって、本委員会の会期は本日限りと決しました。

日程第 3 議案第 25 号『選挙人名簿登録者の抹消について』を議題といたします。

本案は、定例的な議案でございますので、議案の朗読及び提案理由については省略し、内容の説明は職員が行います。

事務局長（内田朋英君） それでは、説明をさせていただきます。

本案につきましては、公職選挙法第 28 条の規定に基づく該当者 263 人を選挙人名簿から抹消するもので、10 月 1 日現在における選挙人名簿登録者は、合計 58,201 人でございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

委員長（柳下孝次君） 内容の説明が終わりました。名簿の内容を検討する間、暫時休憩いたします。

午後 4 時 33 分 休憩

【各委員、休憩中に名簿を調べる。】

午後 4 時 36 分 開議

委員長（柳下孝次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第 3 議案第 25 号の議事を継続いたします。
本案につきまして、御質疑等ございませんか。

【『なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） ないようですので、お諮りいたします。
本案を、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

日程第 4 議案第 26 号『選挙管理委員会補充員の選挙権の喪失について』を議題といたします。

議案の朗読、提案理由及び内容の説明は、職員が行います。

事務局長（内田朋英君） それでは、議案の朗読、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

【議案の朗読をする】

本案につきましては、本市選挙管理委員会補充員 1 名が本市の区域外に転出したことにより当該補充員が本市の選挙権を喪失したことについて、事実の認定のため決定していただくものでございます。

なお、この決定に伴って、当該補充員は選挙管理委員会補充員を失職することとなります。

また、補充員が失職しますので、補充順位 3 位以下の補充員の補充順位の繰り上げも併せて行われます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

委員長（柳下孝次君） 議案の朗読、提案理由及び内容の説明が終わりました。内容を検討する間、暫時休憩いたします。

午後 4 時 39 分 休憩

【各委員、休憩中に内容を確認する。】

午後 4 時 43 分 開議

委員長（柳下孝次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第 4 議案第 26 号の議事を継続いたします。
本案につきまして、御質疑等ございませんか。

【『なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） ないようですので、お諮りいたします。
本案を、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。
日程第 5 『その他』を議題といたします。
事務局から何かありますか。

事務局長（内田朋英君） 令和 5 年 9 月 28 日付で、令和 5 年 8 月 4 日付の公文書非開示決定に対する審査請求書の提出がありました。これは、令和 5 年 4 月 23 日執行の武蔵村山市議会議員選挙の無効票の閲覧に関するものがございます。
この審査請求書は、行政不服審査法第 19 条に規定する審査請求書の要件を満たしているものと考えられますので、当該審査請求書を受理し、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する予定でございます。
報告は以上でございます。

委員長（柳下孝次君） 内容を検討する間、暫時休憩いたします。

午後 4 時 45 分 休憩

午後 5 時 18 分 開議

委員長（柳下孝次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。本件につきまして、御質疑等ございませんか。

【『なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） ないようですので、お諮りいたします。

本件を、事務局からの説明のとおり審査請求書を受理し、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することに御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって審査請求書を受理し、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することといたします。

以上で本委員会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 5 年度第 10 回武蔵村山市選挙管理委員会を閉会いたします。

午後 5 時 19 分 閉会

※閉会后、委員協議会を約 10 分間開催